

平成 29 年度内閣府本府政策評価実施計画（案）のポイント

平成 29 年度内閣府本府政策評価実施計画（案）は、平成 28 年度内閣府本府政策評価実施計画（改定案）から、主に以下の点を変更。

1. 政策評価体系（別紙 1）について

政策評価体系について下記のとおり変更し、平成 29 年度に事後評価を実施する政策・施策を 25 政策 64 施策とする。

- ① 業務の終了・移管に伴う施策の削除（2 施策）
- ② 組織改編に伴う政策・施策の追加（1 政策・1 施策）
- ③ 新法の成立に伴う施策の追加（1 施策）
- ④ 施策名称の変更（1 施策）

2. 事前分析表（別紙 2）について

施策の特性に応じて適切に政策評価を実施するために、平成 29 年度事前分析表について下記のとおり見直す。

- ① モニタリングを基本とし、目標未達成時のみ評価を実施（2 施策）
- ② 新たに参考指標を導入した施策（5 施策）

3. 総合評価方式により事後評価を行う施策（別紙 4）について

新たに政策評価体系に追加された 2 施策について、総合評価方式により事後評価を行うこととした。